

水機規程平成 20 年度第 3 号

独立行政法人水資源機構公共測量作業規程の全部を改正する規程を次のように定める。

平成 20 年 5 月 9 日

独立行政法人水資源機構理事長

独立行政法人水資源機構公共測量作業規程の全部を改正する規程

独立行政法人水資源機構公共測量作業規程（水機規程平成 15 年度第 36 号）の全部を次のように改正する。

独立行政法人水資源機構公共測量作業規程は、作業規程の準則（平成 20 年国土交通省告示第 413 号）を準用する。この場合において、準則の第 1 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、「第 34 条」とあるのは「第 33 条第 1 項」と、同条第 2 項「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「独立行政法人水資源機構が行う」を加え、第 2 条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第 3 条第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と、第 5 条第 3 項第 2 号中「準則」とあるのは「規程」と、第 7 条中「準則」とあるのは「規程」と、第 8 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、第 17 条第 1 項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第 2 項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から実施する。
- 2 独立行政法人水資源機構公共測量作業規程（水機規程平成 15 年度第 36 号）は、廃止する。



国国地第 71 号

公共測量作業規程変更承認書

独立行政法人水資源機構
理事長

平成 20 年 5 月 9 日 付け 20 技管 第 9 号 で 変更 申請 の あつ た 独立 行政 法
人 水 資 源 機 構 公 共 測 量 作 業 規 程 は、測 量 法（昭 和 24 年 法 律 第 188 号）
第 33 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 承 認 す る。

平成 20 年 5 月 22 日

国土交通大臣

